

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」の一部改正について

令和6年2月15日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.12	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【留意事項】 < 特定技能2号 > ○1つ目	○ 外食業特定技能2号技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。実務経験を証明する書面は任意の様式で構いません。詳細は、外食業特定技能測定試験実施要領をご確認いただくか、農林水産省へご確認ください。	○ 外食業特定技能2号技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。実務経験を証明する書面等については「外食業特定技能測定試験実施要領」をご確認いただくか、農林水産省へご確認ください。
2	P.13	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法	外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法

		<p>(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。</p> <p>二 特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。</p> <p>三 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>四 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第3号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「外食業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能</p>	<p>(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。</p> <p>二 特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。</p> <p>三 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。</p> <p>四 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。</p> <p>(略)</p>
--	--	--	---

			<p>の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>	
3	P.14	○3つ目	<p>○ 特定技能所属機関が、初めて外食業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。</p> <p>○ 入国後4か月以内に協議会に加入していない場合には、委託を行った特定技能所属機関において、特定技能外国人の受入れができません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関が、外食業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。</p> <p>(削除)</p>
4	P.14	○5つ目	<p>○ 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。</p>
5	P.15	○9つ目	<p>○ 問い合わせ先は次のとおりです。</p> <p>特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、許可を受けた特定技能外国人を引き続き雇用することができなくなってしまうので、外食業分野に該当することに疑義がある場合は、特定技能所属機関となる前(特定技能外国人を雇用する前)に、あらかじめ問い合わせ願います。</p>	<p>○ 問い合わせ先は次のとおりです。</p> <p>特に、協議会において、外食業分野の対象でないと判断された場合には、特定技能外国人を雇用することはできませんので、外食業分野の受入れ対象事業所の可否について疑義がある場合は、当協議会の加入申請をする前に問い合わせ願います。</p>

			<p>農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03 (6744) 2053</p>	<p>農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03 (6744) 2053</p>
6	P.15-16	【留意事項】	<p>(新設)</p> <p>○ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。</p> <p>○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p>	<p>○ 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 令和6年6月15日より前においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 <p>※ 誓約書（改正前の分野参考様式第14-1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ○ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。 	<p>意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第14-2号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 登録支援機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。）及び協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
7	P.17	<p>第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】 告示第2条</p>	<p>外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動</p>	<p>外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動</p>

		<p>を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。</p> <p>二 特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。</p> <p>三 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>四 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第3号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「外食業分野に係る1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)の支援を実施していない</p>	<p>を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。</p> <p>二 特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。</p> <p>三 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。</p> <p>四 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。</p> <p>(略)</p>
--	--	---	---

			<p>場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p>	
8	分野 参考様式第 14-1号	【誓約事項】 4	<p>4. 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)に従事させる業務が、外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)であること。</p>	<p>4. 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。)に従事させる業務が、外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)であること。</p>
9	分野 参考様式第 14-1号	【誓約事項】 7	<p>7. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。</p>	<p>7. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。</p>
10	分野 参考様式第 14-1号	【誓約事項】 10	<p>10. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、下記(1)~(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。</p> <p>(1) 協議会の構成員であること、又は、外食業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>(略)</p>	<p>10. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、下記(1)~(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。</p> <p>(1) 協議会の構成員であること。</p> <p>(略)</p>

11	分野 参考様式第 14-2号	【誓約事項】 1	1. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、外食業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。	1. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
----	----------------------	-------------	---	---